

非常勤職員休暇一覧表 (2021年5月作成)

休暇制度が変更されることがありますので、詳細は国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則をご確認ください。

(<http://web.tuat.ac.jp/~kitei/act/frame/frame110000098.htm>)

年次有給休暇

非常勤職員は採用日から6月間勤務し、全勤務日の8割以上を出勤したときは年次有給休暇が与えられます。

有給休暇の日数は勤務期間、所定の勤務日数によって異なりますので、非常勤職員就業規則をご覧ください。

年次有給休暇以外の休暇区分

(1)公民権行使休暇	有 給	(1)産前休暇	無 給
(2)証人等出頭休暇		(2)産後休暇	
(3)災害復旧休暇		(3)保育休暇	
(4)災害時休暇		(4)生理休暇	
(5)危険回避休暇		(5)業務上傷病休暇	
(6)忌引休暇		(6)傷病休暇	
(7)夏季一斉休業		(7)ドナー休暇	
(8)夏季休暇		(8)看護休暇	
(9)結婚休暇		(9)介護休暇	

年次有給休暇以外の有給休暇

種 類	事 由	期 間
(1)公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
(2)証人等出頭休暇	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
(3)災害復旧休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現住居が滅失し、又は損壊した場合で、その復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 ・ 同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。 	原則として連続する7日の範囲内の期間
(4)災害時休暇	災害時休暇 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等のため、事業場に赴くことが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(5)危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間

種 類	事 由	期 間
(6)忌引休暇	親族が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等の場合	配偶者 7日 父母 7日 子 5日 祖父母 3日 (代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は7日) 孫 1日 兄弟姉妹 3日 おじ又はおば 1日 (代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は7日) 父母の配偶者又は配偶者の父母 3日 (生計を一にしていた場合は7日) 子の配偶者又は配偶者の子 1日 (生計を一にしていた場合は7日) 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 1日 (生計を一にしていた場合は5日) 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 1日 (生計を一にしていた場合にあっては3日) おじ又はおばの配偶者 1日
(7)夏季一斉休業		夏季一斉休業の期間
(8)夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7月から9月までの期間内における、休日、代休日及び前号の夏季一斉休業を除いて原則として次の範囲内の期間 ・ 所定労働日数が週5日の非常勤職員 3日 ・ 所定労働日数が週4日の非常勤職員 2日 ・ 所定労働日数が週3日以下の非常勤職員 1日

種 類	事 由	期 間
(9)結婚休暇	結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等の場合	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間

年次有給休暇以外の無給休暇

種 類	事 由	期 間
(1)産前休暇	6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定の場合	出産の日までの申し出た期間
(2)産後休暇	出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
(3)保育休暇	生後1年に達しない子をの保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 (男子職員にあっては労働時間規程第24条第1項第8号に準ずる)	1日2回それぞれ30分以内の期間
(4)生理休暇	生理日における就労が著しく困難な場合	必要と認められる期間
(5)業務上傷病休暇	業務上の負傷又は疾病により療養する必要がある場合	必要と認められる期間
(6)傷病休暇	(6ヶ月以上の労働契約の期間が定められている者又は6ヶ月以上継続勤務している者)が負傷又は疾病により療養する必要がある場合	一の年度において10日の範囲内の期間

種 類	事 由	期 間
(7)ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等の場合	必要と認められる期間
(8)看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する(所定労働日数が週3日以上又は年121日以上で6ヶ月以上継続して勤務している者)が、その子の看護のため、又は疾病の予防を図るために予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において10日の範囲内の期間 (日又は時間単位で付与する。)
(9)介護休暇	非常勤職員(所定労働日数が週3日以上又は年121日以上で6ヶ月以上継続して勤務している者をいう。)が要介護状態にある配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹、及び非常勤職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子の介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において10日の範囲内の期間 (日又は時間単位で付与する。)